5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　二次審査においてヒアリングを実施する。

⑾　提出された見積書の妥当性を確認するため、見積書のヒアリングを行う場合がある。

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。

なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　入札公示の時点においても当該資格の決定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局旭川開発建設部契約課（〒078―8513 北海道旭川市宮前通東4155―31　電話0166―32―2451）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⒄　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Tanno, Director of Asahikawa Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kotohira No. 5 Bridge, National Highway Route 40, Nakagawa Town, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 a.m. 8 July 2014

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 12 : 00 a.m. 4 August 2014

⑹　Time-limit for the submission of tenders ng system : 1 : 00 p.m. 12 September 2014 (tenders brought with 1 : 00 p.m. 12 September 2014 or submitted by mail 1 : 00 p.m. 12 September 2014)

⑺　Contact point for tender documentation : Hirofumi Kitsuta, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Asahikawa Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 4155―31, Miyamaedoorihigashi, Asahikawa, Hokkaido 078―8513, Japan TEL 0166―32―2907

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成26年６月23日

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長　秋山　伸一

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量
労働保険適用徴収システムの更改に係る資料提供招請

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成27年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの提出方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件に対するコメントの提供を招請する。

⑴　資料及びコメントの提出期限　平成26年７月22日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課労働保険徴収業務室　小山　毅士　電話03―3920―3311（内線407）

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成26年６月23日から平成26年７月18日17時00分まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。